

子ども・子育て関連3法について（平成24年8月22日公布）

- ・子ども・子育て支援法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ・子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

※自公民の3党合意（H24/6/15）を踏まえ制度化

1. 主旨

- ①質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- ②保育の量的拡大・確保
(待機児童の解消、地域の保育を支援)
- ③地域の子ども・子育て支援の充実

2. 幼保連携型認定こども園制度の改善

- 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社は不可）
- 学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 既存施設からの移行は義務づけず政策的に促進
- 財政措置を施設型給付に一本化（全体系共通）
- 認可制度の簡素化（一本化）

3. 子ども・子育て支援給付

※市が利用定員の確認後、各施設に給付

施設型給付

認定こども園

保育所

幼稚園

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

供給量の確保

4. 認可制度

※大都市特例有り

- ①認定こども園（幼保連携型）・・・認可制度、指導監督を一本化
- ②認可保育所・・・客観的な認可基準の適合に加え、要件を満たして（株式会社の参入緩和）いれば、供給過剰以外は、認可していく
- ③地域型保育給付事業・・・市が認可基準を設け認可する

5. 利用者の認定制度

- ①全就学前児童（保護者）に保育の必要性の認定の申請手続きを実施
- ②市は、申請に基づき、要件を満たしていれば保育の必要性を認定（認定証の交付）
- ③市は、利用可能な施設のあっせんや施設に利用の要請を行う

<事例>

区分	1号認定	2号認定	3号認定
内容	3歳以上で保育の必要性なし（学校教育のみ）	3歳以上で保育の必要性あり	3歳未満で保育の必要性あり
利用施設	幼稚園、認定こども園	保育所、認定こども園	保育所、認定こども園、地域型保育給付施設

6. 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域の実情に応じた子ども・子育て家庭等を対象とする事業を法定

- ①利用者支援、②地域子育て支援拠点事業、③一時預かり、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業その他要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業、⑥ファミリー・サポート・センター事業、⑦子育て短期支援事業、⑧延長保育事業、⑨病児・病後児保育事業、⑩放課後児童クラブ、⑪妊婦健診、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

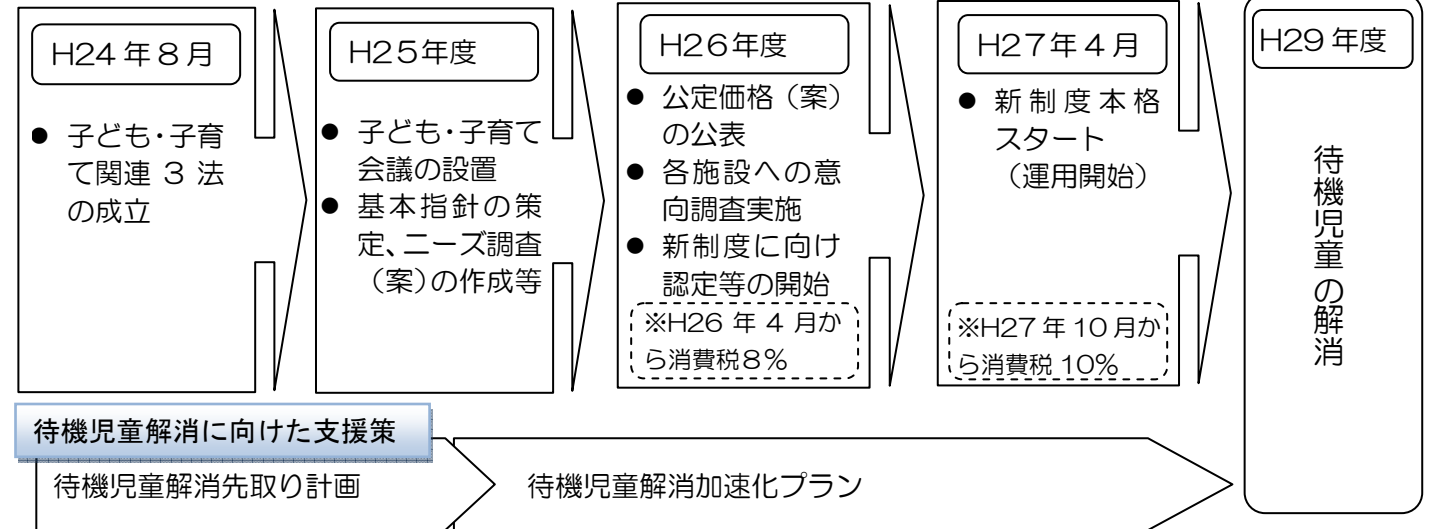
具体化

<施行日>

恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税率の引き上げの時期を踏まえ、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討

給付対象施設・事業者の確認の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日から段階的に施行

国における子ども・子育て支援新制度開始までの流れ（想定）



本市における想定スケジュール

※国の想定スケジュールを参考としているため、今後変更が生じる場合あり

